

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊前東明会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬等に関する事項について定める。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めることによる。

- 2 役員とは、理事及び監事をいう。
- 3 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

理事会出席報酬等	報酬	費用弁償（日額）
	無報酬	3,000円

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事が同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費は支払わない、ものとする。また、評議員が同一日の理事会に出席したときは、理事会出席に係る報酬及び実費弁償費のみ支払うことができる。

評議員会出席報酬等	報酬	費用弁償（日額）
	無報酬	3,000円

- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 役員報酬は、法人の経営状況、世間水準等を総合勘案し、評議員会で定める総額の範囲内において、別表1を上限額として支払うことができるものとする。

- 2 業務執行理事の報酬は、法人職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとし、別表1により支払うことができるものとす

する。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができるものとする。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

5 評議員の報酬は、社会福祉法人豊前東明会定款第8条に定めるとおり、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、別表2に定めた額を支給ができる。

6 前項1、5について、法人の役員等であっても勤務実態のない者については支給しない。

(出張旅費)

第5条 役員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅費	宿泊費（日額）	報酬（日額）	その他
実費	14,000円	5,000円	実費

2 業務執行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として出張終了後支払うこととするが、必要により事前より概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(公表)

第6条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は、平成29年 6月26日より施行する。

別表 1

	報酬	実費弁償額	備考
理事長報酬等 (上限月額)	500,000円	0円	
業務執行理事報酬等 (日額)	18,000円	2,000円	法人職員と兼務が ない場合
監事監査指導報酬等 (日額)	8,000円	2,000円	

別表 2

	報酬	実費弁償額	備考
評議員報酬等 (日額)	14,000円	2,000円	